

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

環自総発第 1903266 号

平成 31 年 3 月 26 日

環境省自然環境局長から各都道府県知事
・指定都市・中核市の長あて

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年 10 月 31 日環境省令第 25 号。）を別添のとおり告示し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、適正な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

1. 改正の趣旨

改正法の施行により専門職大学及び専門職短期大学が制度化される予定であるところ、専門職大学は前期・後期に課程を区分することができることとしており、前期課程の修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位を授与することとしている。

一方、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 5 号の規定により、第一種動物取扱事業者に事業所ごとに配置することが義務づけられている職員（顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う者。）の要件として、同号ロに、「営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。」と規定されている。

このため、専門職大学の前期課程を修了した者が、学校を卒業していなくても当該要件を満たすこととなるよう、以下のとおり所要の改正を行うこととした。

2. 改正の内容

規則第3条第1項第5号ロに規定する要件として、「専門職大学の前期課程を修了していること」を追加する。

3. 施行期日

平成31年4月1日（改正法の施行日）

○環境省令第二十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

環境大臣 中川 雅治

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(第一種動物取扱業の登録の基準)</p> <p>第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学であつて、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む)。</p> <p>ハ (略)</p> <p>六・七 (略)</p> | <p>(第一種動物取扱業の登録の基準)</p> <p>第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>六・七 (略)</p> |

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。